別紙

新型コロナウイルス感染症が発生した場合の沼津市立沼津高等学校（高校）の対応フロー

R２．７．７改訂版

沼津市教育委員会

生徒及び教職員は、PCR検査等を受診した場合及びその結果について、必ず学校に連絡する。

① 生徒の感染が判明した場合

感染経路や濃厚接触者が特定されるまでの間

在籍校は、臨時休業　→その後、状況により一部の休業

- 該当生徒は、入院・自宅待機（出席停止）、濃厚接触者の生徒は自宅待機（出席停止）
- 発熱などの症状を含め、感染が疑われる教職員は、自宅待機（特休）

同居の兄弟姉妹等が通う学校は、通常登校

- 同居の兄弟姉妹は、自宅待機（出席停止）

② 教職員等の感染が判明した場合

感染経路や濃厚接触者が特定されるまでの間

在籍校は、臨時休業　→その後、状況により一部の休業

- 該当教職員は、入院・自宅待機（特休）
- 発熱などの症状を含め、感染が疑われる教職員は、自宅待機（特休）

臨時休業期間（①②）

- 濃厚接触者の特定等安全が確認されるまで

出席停止及び特休・職専免の期間（①②）

＜感染した場合＞

- 保健所や医療機関の指示による

＜濃厚接触者に特定された場合＞

- 感染者と最後に濃厚接触した日から起算して２週間

＜濃厚接触者に特定されなかった場合＞

- 特定されないと明確になる日まで

③ 生徒及び教職員の同居家族の感染が判明した場合

感染経路が判明している場合

在籍校は、通常登校

- 該当生徒は、自宅待機（出席停止）
- 該当教職員は、自宅待機（発熱などの症状を含め、感染が疑われる者は特休、それ以外は職専免）

感染経路や濃厚接触者が特定されるまでの間

在籍校は、臨時休業　→その後、状況により一部の休業

- 該当生徒は、自宅待機（出席停止）
- 該当教職員は、自宅待機（発熱などの症状を含め、感染が疑われる者は特休、それ以外は職専免）

出席停止及び特休・職専免の期間（③）

＜濃厚接触者に特定された場合＞

- 感染者と最後に濃厚接触した日から起算して２週間

＜濃厚接触者に特定されなかった場合＞

- 特定されないと明確になる日まで

④ 生徒及び教職員の同居家族が濃厚接触者の場合

感染経路の判明・不明に関わらず

在籍校は、通常登校

- 該当生徒は、自宅待機（出席停止）
- 該当教職員は、自宅待機（発熱などの症状を含め、感染が疑われる者は特休、それ以外は職専免）

出席停止及び特休・職専免の期間（④）

- 同居家族の陰性が確認されるまでの間
- 同居家族が陽性の場合は、③のとおり

⑤ 学校関係者以外の沼津市民の感染が判明した場合

原則、通常登校

- 直接的な影響が懸念される
  - 生徒は、自宅待機（出席停止）
  - 教職員は、自宅待機（発熱などの症状を含め、感染が疑われる者は特休、それ以外は職専免）

出席停止及び特休・職専免の期間（⑤）

＜濃厚接触者に特定された場合＞

- 感染者と最後に濃厚接触した日から起算して２週間

＜濃厚接触者に特定されなかった場合＞

- 特定されないと明確になる日まで